

049<自動車の点検>



日常点検は、自動車の使用者や自動車を運行しようとする者が、日頃自動車を使用していく中で、自分自身の責任において行う点検であり、自動車の**走行距離**や**運行時の状態**などから判断した適切な時期に、この点検を行わなければならない。

050<自動車の点検>



タクシー、ハイヤーなどの事業用の自動車や自家用の大型自動車及び中型自動車、準中型貨物自動車、普通貨物自動車、大型特殊自動車、レンタカーなどの使用者又はこれらの自動車を運行しようとする者は、**1日1回**、運行する前に**日常点検**を行わなければならない。

051<自動車の点検>



装備品などの点検

発炎筒、**赤ランプ**などの非常信号用具を備えなければならない。また、高速自動車国道又は自動車専用道路を通行するときは、故障などで停止していることを示すための**停止表示器材**を備え付ける。

052<自動車の点検>



定期点検

事業用の自動車、自家用の大型自動車及び中型自動車や準中型貨物自動車、普通貨物自動車などのレンタカーについては**3箇月**ごとに、自家用の準中型貨物自動車及び普通貨物自動車や普通乗用自動車などのレンタカーなどについては**6箇月**ごとに、自家用の普通乗用自動車などについては**1年**ごとに点検し、必要な整備をしなければならない。

053<乗車と積載>



座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけない。※荷物の見張りのため**必要最少限度**の人を乗せるときや**出発地**の警察署長の許可を受けたときは別。

定められた乗車定員（運転者を含む。）や積載の**制限**を超えて、人を乗車させたり、物を積んだりしてはいけない。

054<乗車と積載>



大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車の乗車定員は、自動車**検査証**か軽自動車**届出済証**に記載されている乗車定員

※ミニカーと特定の構造の農業用薬剤散布車にあっては**1人**（特定の構造の農業用薬剤散布車で運転者用以外の座席があるものは**2人**）

※**12歳未満**の子供は、**3人**を**2人**として計算

055<乗車と積載>



大型自動二輪車（側車付大型自動二輪車を除く。）・普通自動二輪車（側車付普通自動二輪車を除く。）の乗車定員は、**1人**（運転者用以外の座席があるものは**2人**）

原動機付自転車の乗車定員は**1人**。

056<乗車と積載>



大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車の積載物の重量は、自動車**検査証**か軽自動車**届出済証**に記載されている最大積載量（ミニカーにあっては**30Kg**、特定の構造の農業用薬剤散布車にあっては**1,500Kg**）

大型自動二輪車（側車付大型自動二輪車を除く。）・普通自動二輪車（側車付普通自動二輪車を除く。）の最大積載量は、**60Kg**

原動機付自転車の最大積載量は、**30Kg**

057<乗車と積載>



大型自動車・中型自動車・準中型自動車・普通自動車の積載物の大きさは、

- ・長さ⇨自動車の長さ×**1.1**・幅⇨自動車の幅
- ・高さ⇨地上**3.8m**（三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあっては**2.5m**、その他の自動車で公安委員会が定めるものにあつては**3.8m**以上**4.1m**を超えない範囲内において公安委員会が定める高さ）

058<乗車と積載>



大型自動二輪車（側車付大型自動二輪車を除く。）普通自動二輪車（側車付普通自動二輪車を除く。）の積載物の大きさは、

- ・長さ⇨乗車装置や積載装置の長さ+**0.3m**
- ・幅⇨乗車装置や積載装置の幅+**0.3m**
- ・高さ⇨地上**2m**